

# 学校いじめ防止基本方針

北海道函館水産高等学校

## 1 趣 旨

北海道函館水産高等学校の生徒が安全・安心かつ、心身ともに健やかに充実した学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を定め、「いじめ」の未然防止を図りながら、「いじめ」の早期発見に取り組むとともに、「いじめ防止対策推進法」、「北海道いじめ防止条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、「いじめ」を積極的に認知し、組織的な対応により適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの定義と学校及び学校の教職員の責務について

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめの防止の指導体制・組織的対応

### (1) いじめの防止のための措置

① いじめについて、次の基本認識を教職員が共有し、日々の教育実践を行う。

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの学校にも、どの学校にも起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

② いじめについての共通認識

(ア) いじめの内容（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）I 1（2））

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(イ) いじめの要因（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）I 1(2)）

- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(2) 本校のいじめ対策組織として「いじめ対策委員会」を設置

(ア) 構成員

- ・校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員(1名)、担任(各学年1名)、養護教諭、学校医とし、個々の事案に対処するため必要に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラー等を追加する。

(イ) 役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担う。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識されるよう取り組む。
- ・被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。

(3) 日常の指導体制（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）II 3(3)）

- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を図る。
- ・教職員は生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。その他、未然防止のため以下の取り組みを行う。

① 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりを進める。
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、生徒一人ひとりに配慮した授業づくりを行う。
- ・人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを行う。

② 特別活動や道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりを行う。
- ・ボランティア活動の充実を図る。

③ 教育相談の充実

- ・面談の定期的な実施する。（5月、7月、10月）
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを行う。（月1回）
- ・いじめ相談窓口の周知を徹底する。

④ 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚を図る。
- ・講演会等の開催する。

⑤ 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実を図る。
- ・いじめ防止や事案対処等に必要教職員の資質向上を図る校内研修を行う。（年1回以上）
- ・行政等の関係機関との情報交換を行う
- ・携帯マナー教室等の講演会を開催する。

⑥ 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針等の周知を図る。

- ・開かれた学校づくりの推進する。

#### ⑦ 生徒情報の共有

すべての生徒に対し特性を踏まえた指導や支援が必要と考え、配慮事項等の情報を教職員間で確実に共有する。

#### (4) 緊急時の組織的な対応

- ・いじめを認知した場合、いじめの解決に向けた組織的な取組を次のとおりとする。
- ・構成員は、上記のいじめ対策委員会メンバーに加えて、個々の事案に対処するため必要に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラー等を追加する。
- ・事実関係を把握するため、調査方針や担当者、期日などの取組内容を決定する。
- ・事実関係が明らかになったら、職員会議等を開催して学校全体で情報を共有するとともに、重大事案の場合は北海道教育委員会に報告する。
- ・いじめ対策委員会で、いじめを行った生徒に対する指導方針を決定し、関係機関と連携して、具体的な手立てや指導を行う。
- ・いじめられている生徒への支援方針を決定し、関係機関と連携して、具体的な手立てや支援を行うとともに、保護者への対応方法などを決定する。
- ・関係集団やクラス、学年、全校など全体集団へのいじめに対する正しい理解と再発防止に関する指導を行う。
- ・関係生徒の経過観察を行い、いじめの解消について判断する。

#### (5) いじめに向かわない態度・能力の育成（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）Ⅱ3（3））

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、生徒が多様性を認め互い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る。

例えば、生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命の安全教育」の充実を図るとともに、「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、適切な支援を行う。また、「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。

### 4 いじめの早期発見と見逃しゼロ（北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）Ⅱ3（3））

いじめの問題を解決するための最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめの認知に努める。

#### (1) いじめの発見

いじめを直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

##### ① いじめられている生徒のサイン

##### (ア) 登校時及び朝のSHR

- ・遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。

- ・教員と視線が合わず、うつむいている。
- ・体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。

#### (イ) 授業中

- ・保健室やトイレに行くようになる。
- ・教材等の忘れ物が目立つ。
- ・教科書やノートに汚れがあり、机周りが散乱している。
- ・決められた座席と異なる座席に着いている。
- ・突然個人名が出される。

#### (ウ) 休み時間等

- ・昼食を教室の自分の席で食べていない。
- ・弁当にいたずらされる。
- ・ふざけ合っているが表情がさえない。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・一人で清掃している。

#### (エ) 下校時、放課後等

- ・慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。
- ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。
- ・一人で部活動の準備や片付けをしている。

### ②いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。

### ③教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・机等にいたずらや落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### ④家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる。

- ・朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・不審な電話やメールがあったりする。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振や不眠を訴える。
- ・学習時間が減ったり、成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・家庭の品物や金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。
- ・自転車がよくパンクする。

## (2) 相談体制の整備

### ① 相談窓口の設置・周知

- ・いじめ対策委員会が窓口となって、担任や学年、学科の協力のもと相談体制を整備する。
- ・生徒や保護者に相談窓口を周知するため、入学時や年度当初に資料等を配付して説明する。

### ② 面談の定期的実施

- ・年間計画に基づき、定期的な面談を実施する。

## (3) 定期的調査の実施

- ・いじめアンケートを実施する。(年2回)

## (4) 組織的対応と情報の共有

- ① 報告経路の明示・報告の徹底
- ② 学年会議や職員会議等での情報共有
- ③ 要配慮生徒の実態把握と情報共有
- ④ 保護者との連携
- ⑤ 関係機関や他校との連携

## 5 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援に努める。なお、個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。

- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

## ② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

## (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努めさせる。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努めさせる。

## (3) 保護者への対応

### ① いじめられている生徒の保護者に対して

相談された場合は、複数の教員で対応して学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

### ② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### ③ 保護者同士が対立する場合など教員が間に入って関係調整が必要となる場合

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・必要に応じて管理職が対応することにより解決の糸口を見出す。

## (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。関係機関とは情報交換だけではなく、課題を共有し一体となった対応に努める。

### ① 渡島教育局との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との連携

- ② 警察との連携
  - ・生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係（市の福祉課や社会福祉協議会など）との連携
  - ・家庭の養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

## 6 重大事態発生時の対応

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の商品を奪い取られた場合
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認められた場合。

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

- ① 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会に速やかに報告する。
- ② 北海道教育委員会の指導助言を踏まえ、当該事態に対応する方針を決定する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

## 7 警察との連携

重大ないじめ事案、次のような犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案やインターネット上で拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関係のいじめ事案が発生した場合、教育的配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な助言を求め対応をする。

- (1) 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- (2) 自殺関与（刑法 202 条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- (3) 傷害（刑法第 204 条） 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
- (4) 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- (5) 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- (6) 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- (7) 名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、第 231 条） 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット

上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

(8) 窃盗（刑法第 235 条） 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。

(9) 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

(10) 器物損壊等（刑法第 261 条） 自転車を壊す。制服をカッターナイフで切り裂く。

(11) 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。

(12) 私事性的画像記録提供（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条） 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

## 8 いじめの解消

いじめが「解消している」状態として、次の 2 点をもって判断基準とする。いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断する。

(1) いじめに係わる行為が止んでいること。

- ・ 心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が 3 か月以上継続している。
- ・ 被害の重大性等から、必要な場合はさらに長期の期間を設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・ 判断する時点で、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・ 苦痛を感じていないことを被害生徒およびその保護者に面談等で確認する。

## 9 学校いじめ防止基本方針の周知と点検

(1) 基本方針の周知

「学校いじめ防止基本方針」に内容について、生徒や保護者の理解を得るため、入学時や年度当初の P T A 総会等で資料を配付して説明するとともに、学校ホームページに掲載して、保護者や地域住民が容易に確認できるようにする。

(2) 基本方針の点検・見直し

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況について、学校評価の項目に位置づけるとともに、評価結果を踏まえて、随時、取り組みの改善を図る。
- ・ いじめ防止委員会が中心となって、基本方針の点検・見直しを行い、生徒に対してアンケートや協議の場を設けるなどして意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- ・ 基本方針の内容について、P T A 総会や学校評議員会等で意見を聴取したり、アンケートを実施するなど、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て、点検・見直しを進める。

※ 平成 26 年 2 月 18 日 改定

※ 令和 5 年 9 月 25 日 改定